

特定教育・保育施設の利用に係る重要事項説明書

この重要事項説明書は、なぎさ川口宮町保育園（以下「当園」という）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項について示すものです。

1 設置者

設置者の名称	社会福祉法人 博愛会
理事長氏名	島田 多聞
所在地	埼玉県川口市宮町8番10号
電話番号	TEL：048-229-0500 FAX:048-229-0090

2 保育の目的、目標及び運営方針

保育の目的	なぎさ川口宮町保育園（以下「当園」という）は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「園児」という）を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
保育の目標	健康で明るい子 感謝と思いやりのある子 自分で考えて行動できる子
保育の運営方針	入園する園児の最善の利益を考慮し保育の提供に努めます。 当園は家庭との密接な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ保育を行います。 当園は家庭や地域との様々な連携を図りながら保護者の支援及び地域の子育て支援を行うよう努めます。 当園は国籍、社会的身分、または入所費用を負担するかどうかによって差別的な取り扱いをしません。 当園は川口市が定める児童福祉法に基づく運営の基準条例、その他の関係法令を遵守し事業を実施します。

3 当保育所の概要

名称	なぎさ川口宮町保育園					
所在地	埼玉県川口市宮町8番10号					
電話番号	TEL：048-229-0500 FAX:048-229-0090					
開所年月日	2022年4月1日					
敷地面積	699.35㎡					
建物構造等	木造・2階建					
建築年次	2022年					
施設床面積	495.87㎡					
所長氏名	菊地 和泉					
認可定員	90人					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	8人	12人	16人	18人	18人	18人
自己評価の概要	前年度の事業所自己評価を園内へ掲示を行います。					
第三者評価の概要	第三者評価委員の設置を行います。					
研修の実施状況	園内研修、外部研修を積極的に行います。					
嘱託医師						
病院名	川口並木クリニック					
電話番号	048-253-3994					

嘱託歯科医師	
病院名	西村歯科クリニック
電話番号	048-252-4597
傷害保険	日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約への加入を行います。
賠償責任保険	賠償責任保険に加入します。

4 開所曜日、開所時間及び保育時間等

開所曜日	月曜日から土曜日
開所時間（月曜日から金曜日）	07時00分～19時00分
保育標準時間	07時00分～18時00分
延長保育時間	朝 なし
	夕 18時00分～19時00分
保育短時間	08時30分～16時30分
延長保育時間	朝 07時00分～08時30分
	夕 16時30分～19時00分
開所時間（土曜日）	07時00分～18時00分
保育標準時間	07時00分～18時00分
延長保育時間	朝 なし
	夕 なし
保育短時間	08時30分～16時30分
延長保育時間	朝 07時00分～08時30分
	夕 16時30分～18時00分
休所日	日曜日・祭日・年末年始（12/29から翌年1/3）

※延長保育を利用する場合は、別途申込が必要となります。

※災害の発生等、保育の提供が困難であると市長が認めるときは、臨時に休所することがあります。

5 利用者負担額

(1) 保育料

基本保育料			
2号認定	保育標準時間	市町村の定める利用料金金額（保育料）を支払うものとします。	
	保育短時間		
3号認定	保育標準時間		
	保育短時間		
延長保育料			
2号認定	保育標準時間	月額 4,000円 30分毎300円	
	保育短時間	30分毎200円（18時以降は30分毎300円）	
3号認定	保育標準時間	月額 4,000円 30分毎300円	
	保育短時間	30分毎200円（18時以降は30分毎300円）	

(2) その他負担

項 目	金 額	単位等	備 考
主食代	2,000円	月額	
副食費	4,800円	月額	
園帽子	1,300円	個	入園時のみ
コットリース代	500円	月額	
スポーツ共済費	310円	年額	
口座引き落とし手数料	96円	月額	

6 保育士配置基準

保育士配置基準	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3人	3人	3人	2人	1人	1人

0歳児：3人に対して1人 1歳児：4人に対して1人 2歳児：6人に対して1人

3歳児：15人に対して1人 4歳児：25人につき1人 5歳児25人につき1人

※上記基準を基本とし、当保育所の状況等に応じて加配するものとします。

7 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
保育所長	1人	職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため 必要な指揮命令を行うとともに園児を全体的に把握し園務をつかさどる。
主任保育士	1人	園長を補佐し、園児全体を把握し、保育内容について他の保育士を総括する。
保育士	16人	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
栄養士	1人	栄養士は利用乳幼児の発達段階に応じて0歳児の離乳食、1、2歳児の幼児食 及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成する。
調理員	3人	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
事務員	2人	受付窓口、現金出納管理、庶務及び会計事務に従事する。

8 利用開始に関する事項

(1) 利用決定

利用申し込みを行った支給認定に保護者に対し、重要事項を記した
文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得ます。

(2) 利用開始までに準備していただくもの

- ・住所を確認できるもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認できるもの

9 利用に関する事項

欠席、遅刻の場合は当日9時00分までにコドモンにて届出をお願いします。
降園予定時間、迎え人変更の場合は、事前に必ず連絡を入れるようお願いします。
登降園時は、原則として保護者が付き添いをお願いします。

10 利用終了（退園）に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 支給認定保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき
- (4) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 給食の提供及び衛生管理

給食の提供方法	園内の調理室で給食を作り提供します。
アレルギー対応	川口市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき適切な管理に努めます。
衛生管理	川口市が策定する「保育所における衛生管理マニュアル」に基づき適切な管理に努めます。

12 健康診断等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準や学校保健安全法の規定に準じて実施します。

健康診断	年2回
歯科検診	年1回
身長・体重測定	月1回

1 3 緊急時（利用児童の病気、事故等）の対応

保育の提供を行っているときに、園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに
嘱託医又は園児の主治医へ連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

1 4 非常災害時の対応

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を 定
め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとします。

1 5 個人情報保護

なぎさ川口宮町保育園プライバシーポリシーに基づき個人情報の保護に努めます。
小学校への円滑な移行・接続が図られるよう入学予定の学校へ情報共有、また転園につき他園へ
情報共有を行う園児についてはあらかじめ保護者からの同意を得るものとします。

1 6 保育内容に関する相談・苦情

当保育所	窓口設置場所	なぎさ川口宮町保育所
	窓口開設時間	9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで ※メールは随時受付します。
	担当者氏名	菊地 和泉
	責任者氏名	島田 多聞
	受付方法	窓口、電話、メール 電話：0 4 8 - 2 2 9 - 0 5 0 0 メール：nagisa.nursery@gmail.com
川口市	担当課	子ども部保育運営課
	所在地	川口市中青木 1 - 5 - 1 川口市役所第二庁舎 3 階
	受付時間	8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで ※メールは随時受付します。
	受付方法	電話：0 4 8 - 2 5 8 - 1 1 1 0（代表番号） メール：083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp

1 7 カスタマーハラスメントについて

カスタマーハラスメントとは、身体的・精神的な威圧、不当な要求、プライバシーの侵害など、当園の提供
する業務範囲を超えた行為を指し、これらが発覚した際は教育活動への支障を鑑み、場合によっては市役所
との相談の上、然るべき対応を取らせていただくこともあり得ます。

1 8 虐待の予防

当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止を図るために、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うととも
に、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じるものとします。